

# 経営継承促進対策事業

## 1 事業の目的

農家子弟への経営継承に加え、後継者不在の農業者が第三者へ経営継承する事例が増えている。このような農家子弟や第三者への経営継承を円滑に進めるための「ワンストップ相談窓口」を地域内に設置するとともに、経営継承に必要な経営基盤の強化への支援を行い、本県農業の担い手確保を図る。

## 2 主な事業の内容

経営継承計画に基づく経営継承において、経営基盤を強化して継承するための施設・機械の整備や改良・改修を支援。

### (1) 施設・機械整備支援

農家子弟や第三者（経営継承者）への経営継承が見込まれる認定農業者（経営移譲者）が、経営基盤を強化して継承するための施設・機械整備を支援。

事業実施主体：経営移譲者である認定農業者

補助率：1/3以内

県補助金上限：3,333千円

### (2) 改良・改修支援

経営移譲者が実施する、継承施設・機械の改良・改修を支援。また、経営継承者が実施する、継承施設・機械の改良・改修を支援。

事業実施主体：①経営移譲者である認定農業者

②経営継承者である認定新規就農者または認定農業者（経営継承して経営開始後5年以内の青年等）。または認定新規就農者若しくは認定農業者となることが見込まれる者。

補助率：1/3以内

県補助金上限：2,000千円

### 事業要件

- ・経営継承計画を作成する者。
- ・事業実施主体が経営移譲者の場合、事業実施後5年以内に経営継承し、経営継承者が認定新規就農者または認定農業者になること。
- ・農業生産工程管理（GAP）により農業管理する者又は取り組もうとする者
  - 食用農産物 安全で美味しい島根の県産品認証制度（美味しまね認証）の生産工程管理基準に準拠した農場管理に取り組み、事業実施後1年以内の認証取得
  - 非食用農産物 農林水産省策定の農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインのその他の作物（非食用）に準拠
- ・施設・機械を改良・改修した場合は、耐用年数が概ね5年以上に長寿命化すること。